

白根 B&G 海洋センターにおける 感染拡大予防ガイドライン

指定管理者：株式会社フィッツ

【 営業について 】

感染拡大予防のため、しばらくの間短縮営業とします。

- 1 平 日 午前の部 9:30~12:30
(プール一般開放は 10:00 より)
午後の部 13:30~16:30
夜間の部 17:30~21:30 (通常より 1 時間短縮営業)
(プール一般開放 21:00 まで)
- 土日祝日 午前の部 9:30~12:30
(プール一般開放は 10:00 より)
午後の部 13:30~16:30
夜間の部 17:30~21:00 (通常より 1 時間短縮営業)
(プール一般開放 20:30 まで)
- 2 休 館 日 水曜日 (通常通り)

【 3密の回避 】

(1) 換気設備の設置等 (「密閉」の回避)

- 1 換気扇の常時使用及び窓等の常時開放により、一人あたり毎時 60 m³の必要換気量を確保する。

○体育館

利用人数の上限は 120 名

床面積 720 m²

体育館用換気扇 800 m³× 4

換気用窓 28

使用目的

- ・会員制ジュニアスクール（新体操、ミニバス、スポーツスクール）
- ・登録制大人の運動教室（エアロビクス、ピラティス、ヨガなど）
- ・一般開放（運動種目は限定する）

○トレーニングルーム

利用人数の上限は30名

床面積 280㎡

家庭用換気扇 500㎡×1

換気用窓 10

○武道場

利用人数の上限は25名

床面積 170㎡（畳50畳部分80㎡）

家庭用換気扇 500㎡×1

換気用窓 6

使用目的 会員制の空手教室

○ミーティングルーム（多目的ルーム）

利用人数の上限は10名

床面積 60㎡

家庭用換気扇 500㎡×2

換気用窓 4

使用目的 会員制のカルチャー教室（書道、絵手紙、大正琴など）

○プール

利用人数の上限は100名

（一般開放時の利用人数の上限は60名）

床面積 828㎡

業務用換気扇 800㎡×1

家庭用換気扇 500㎡×1

排風機 1,200㎡×5

換気用窓 38

使用目的 スイミングスクール、一般開放

○観覧室

利用人数の上限は 8 名

床面積 25 m²

家庭用換気扇 145 m³×2

換気用窓 2

使用目的 保護者の観覧用

その他 プール一般開放、夜間の部は保護者同伴とする。

夜間の部、保護者がプールに入らない場合は、観覧席より
児童を監視するものとし、先着順で 8 名に制限する。

- 2 更衣室の換気扇を常時稼働させ、ロッカーは 1 つおきに使用を制限して 1 m の間隔を空け、入室者は男女それぞれ上限 16 名とし、3 つの密が生じないようにする。また、更衣室内では必ずマスクを着用するものとし、注意書きを提示し、指導する。

利用人数の上限は、男女各 16 名

床面積 男女各 48 m²

換気扇 男女各業務用換気扇ダクト 1

換気用窓 男女各 2

- 3 近距離での人との接触がないよう、注意書きを掲示し、指導する。

(2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- 1 入場は会員及び登録者のみとし、入場者数を制限する。
 - ・フロントにて入場者名簿を作成し各施設の上限を超えて入場させない。
上限人数 303 人（体育館 120 人、トレーニングルーム 30 人、武道場 25 人、ミーティングルーム 10 人、プール 100 人、観覧室 8 人、従業員 10 人）
 - ・体育館一般利用は、1 団体 1 コート（98 m²）とし、最大利用者数は 13 名までとする。

- ・新規登録者は、身分証明書（免許書など）を提示してもらう。山梨県外在住の者は登録できないものとする。
- 2 滞在時間の制限により、同時に多数の人が集まらないようにする。
 - ・滞在時間を制限し、入館から退館までを2時間以内とする。ただし、指定管理者があらかじめ南アルプス市教育委員会の承認を得て適当と認めた場合は、この限りではない。
 - ・入場時刻を入場者名簿に記載する。
 - ・超過する場合にはスタッフから退館を促す。
 - 3 人の密集を減らすために施設内の各エリアの入り口に注意書きの掲示、従業員による監視、指導を行う。

（3）人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- 1 館内においてはマスクを着用し、最低1mの対人距離を確保する。
但し、マスクを着用しない場合は、人との距離を2m以上確保する。
 - ・フロントでは、待機場所を1m以上離して配置し、マスク着用を遵守する。
 - ・トレーニングマシンの配置間隔を1m以上確保し対応する。
配置間隔が1m保てない場合は、台数を制限し間隔を確保する。
 - ・フリーウエイトエリア、特にダンベル周囲は1m以上の間隔を空けるよう制限する。
- 2 フロントは、透明ビニールカーテンで遮断する。
- 3 近距離での会話や発声を避けるよう注意書きを掲示し、指導する。
- 4 止むを得ない理由でマスクを着用していない場合は、2m以上の距離を確保する。

【 その他の感染防止対策 】

（4）マスクの着用

- ・マスク着用について、従業員が遵守するとともに、利用者にも遵守させる。
- ・利用者は、入館時のマスク無しでの入館は原則禁止とする。

- ・トレーニングルーム、武道場、体育館、ミーティングルームは、原則的にマスク着用とする。
- ・体育館一般利用の際は、可能な限りマスクを着用する。運動中にマスクを外す場合は、適切な距離を確保する（2m以上）。

(5) 手洗い・手指消毒

従業員は出勤時、トイレ使用后、施設清掃後、利用者への指導前後は必ず手洗い手指の消毒を行う。

利用者は入館時、トイレ使用后、トレーニング前後、ロッカールーム使用前に備え付けの消毒剤にて手指の消毒を行う。

(6) 体調チェック

- 1 従業員に対しては、業務開始前に検温・体調確認を行う。
発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。
- 2 入場者に対しては、来館前に検温し、入場時に2週間以内の体調確認と共に申請してもらう。検温していない来場者は、その場で検温する。発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は、施設利用をお断りする。

(7) トイレの衛生管理

- 1 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、1時間に1回清拭消毒を行う。※便座クリーナーの設置。
 - ・トイレ使用時に、便座クリーナー使用を促すよう、注意書きを掲示する。
 - ・通常のトイレ清掃だけでなく、定期的な確認を行い、必要に応じて、再度清掃消毒を行う。
- 2 トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう注意書きを掲示する。

(8) 休憩及び共有スペースのリスク軽減

- 1 席の間隔を空けて1m以上空けて人数を減らす。

- 2 常時玄関のドアや窓を開放し、テーブルや椅子は 1 時間に 1 回定期的に消毒する。

(9) 喫煙スペースの使用制限

施設は全館禁煙

(10) 清掃・消毒

- 1 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや次亜塩素酸にて清拭消毒する。
 - ・トレーニング機材、ダンベル、バーベル、マットは使用ごとに利用者が消毒し、従業員が確認する。
 - ・テーブルや椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチなどは、従業員が 1 時間に 1 回消毒する。
- 2 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てること。ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。
- 3 体育館一般利用の際、使用した備品の消毒は、利用者におこなってもらう（バドミントン支柱一式・卓球台一式・跳び箱。ボール）。
- 4 体育館一般利用後の床掃除は、使用ごとにスタッフが消毒清掃をする。

(11) 山梨県外在住者の利用制限

- ・山梨県外在住者の利用は禁止する。施設の利用は登録者のみとし、入場時に必ず登録証を確認する。

(12) チェックリストの作成、確認

チェックリストに従い毎日、確認、記載を行い、1 週間分を市に報告する。

(13) その他

- ・シャワールームは常時換気扇を稼働する。

- ・シャワールームの1回の利用者数の上限は次のとおりとする。
 - 男女名4人
 - 排風機 男女各1, 200m³/h×1
 - 換気用窓 男女各 なし
- ・ラケット、シューズ、ゴーグル、スイミングキャップのレンタルは一切行わない。
- ・大会やイベントを実施する場合は、事前に感染拡大予防対策がわかる要綱を指定管理者に提出する。
- ・各競技において、中央競技団体等にて示されている感染拡大予防ガイドラインに準じた行動を行う。示されていない団体については、感染拡大予防対策や指針について情報を収集し、感染拡大予防策について配慮をする。

【 感染症発生時の患者及び濃厚接触者への対応 】

(1) 患者発生の把握

患者が確認された場合は、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けて速やかに対処する。

また、従業員に対しては、施設内で感染者が確認されたことを周知するとともに、感染予防策を改めて周知徹底する。

(2) 濃厚接触者の確定

新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大予防策においては、医師の届け出等で患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請を行う事とされているため、施設管理者は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど、感染拡大予防のための措置をとる。

(3) 濃厚接触者への対応

保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対して14日間出勤を停止し、健康観察を行う。

(4) 施設の消毒

保健所の指導に従い徹底的に消毒を実施する。また、営業については、保健所の判断の元で決定する。